

情報通信審議会 総会（第42回）議事録

1 日時 令和元年12月17日（火）16時00分～16時52分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

内山田 竹志（会長）、相田 仁、安藤 真、泉本 小夜子、伊丹 誠、
市毛 由美子、上條 由紀子、熊谷 亮丸、國領 二郎、竹村 詠美、
知野 恵子、東條 吉純、根本 香絵、根本 直子、堀 義貴、
増田 悦子、山内 弘隆、横田 純子、米山 高生（以上19名）

（2）総務省

高市 早苗（総務大臣）、鈴木 茂樹（事務次官）、
奈良 俊哉（官房総括審議官）

（国際戦略局）

巻口 英司（国際戦略局長）、二宮 清治（官房審議官）、
松井 俊弘（技術政策課長）

（情報流通行政局）

秋本 芳徳（官房総括審議官）、吉田 博史（官房審議官）

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、竹村 晃一（電気通信事業部長）、
田原 康生（電波部長）、今川 拓郎（総務課長）、
山碕 良志（事業政策課長）、大村 真一（料金サービス課長）、
山路 栄作（データ通信課長）、
中村 裕治（電気通信技術システム課長）、
梅村 研（消費者行政第一課長）、中溝 和孝（消費者行政第二課長）、
布施田 英生（電波政策課長）

(3) 事務局

湯本 博信 (情報流通行政局総務課長)

4 議 題

(1) 答申事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(案)について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

(2) 報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

開 会

○内山田会長　それでは、ただいまより情報通信審議会第42回総会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変ご多用中の中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、30名中19名の委員の方が出席しておりますので、定足数を満たしております。

また、後ほど高市総務大臣にもご出席いただく予定となっております。

なお、本会議の様子はインターネットにより中継しておりますので、あらかじめご了承ください。

答申事項

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申（案）について

【平成30年8月23日付け諮問第25号】

○内山田会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項1件、報告事項1件でございます。なるべく多くの皆様にご発言いただくため、円滑な議事進行によりしくご協力お願いいたします。

初めに、諮問第25号「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。本件につきましては、電気通信事業政策部会及び電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会におきまして、精力的に調査、審議していただき、このたび答申（案）を取りまとめたいただきました。本日は、電気通信事業政策部会長でおられます山内委員からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山内委員　承知いたしました。それでは、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の最終答申（案）の概略につきまして、電気通信事業政策部会の部会長を務めておりますので、私からご説明を申し上げたいと思っております。

本最終答申（案）につきましては、本年8月に中間答申を出しまして、そこにおいて

示されました2030年頃を見据えた電気通信事業政策の方向性について、一層の具体化を図るといった趣旨のものでございまして、特別委員会のもとに新たに3つのワーキンググループを設置いたしまして、集中的に検討を行ったということでございます。これらのワーキンググループの検討結果あるいは引き続き検討が進められている包括的検証の関連研究会の状況等について、特別委員会から報告を受けまして、部会として意見募集を行い、最終答申（案）を12月6日に取りまとめました。本日は、この最終答申（案）の内容をご説明したいと思っております。

お手元のタブレットで資料42-1-2というのをお選びいただきますと、これが最終答申（案）でございまして、その最初の1ページ目、2ページ目は目次になっております。こちらをご覧くださいながら最終答申（案）の構成について、ご説明申し上げたいと思います。

まず第1部ですけれども、ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の具体的な方向性というものでございまして、第2章に基盤整備等の在り方、第3章にグローバル課題への対応の在り方、第4章に次世代競争ルールの在り方と、こういうふうな形で並んでございまして、これは先ほど申し上げましたワーキンググループにおける検討結果を踏まえまして、政策の具体的な方向性と今後取り組むべき事項を提言しております。

この提言の内容でございますけれども、これは後ほど事務局から詳細についてはご説明をいただきますけれども、概略を申し上げますと、まずは電話サービスの提供の効率化を含むユニバーサルサービス制度の見直し。それから、我が国の利用者に対して通信サービスを提供する国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用。そして、卸役務などの事業者間取引における公正競争の確保といった新たな競争ルールの検討。この3つを中心に、さらに多岐に渡って提言を行っております。

第2部ではネットワークビジョンを巡る個別の政策課題といたしまして、中間答申以降の包括的検証の関連研究会における検討状況と、今後の検討の方向性について整理を行っております。

最終答申（案）の概略につきましては、資料42-1-1にまとめられておりますので、これに基づきまして、内容の詳細については事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○山崎事業政策課長　　続きまして、事務局より資料42-1-1に基づきご説明をいたします。ページ番号は、資料のスライドの右肩に数字が付されておりますので、そちら

をご参照ください。

1 ページをお開きください。包括的検証に係る検討体制についてでございます。ただいま山内部長からご紹介がありまして、今年8月の中間答申を踏まえまして、3つのワーキンググループ、次世代競争ルール検討ワーキンググループ、基盤整備等の在り方検討ワーキンググループ、グローバル課題検討ワーキンググループを特別委員会のもとに立ち上げ、集中的な検討を進めていただきました。

2 ページをお開きください。8月の中間答申の内容の振り返りとして、そのポイントをまとめてございます。左側、図のレイヤ別に、中ほど、2030年に向けた環境変化と、右側、それぞれに対応する取り組むべき主な方向性について、ご提言をいただいたところです。ワーキンググループに係る中間答申の際の主なご提言をご紹介いたしますと、いずれも右側の赤字部分でございますけれども、海外事業者の影響力の拡大に対応した規律の在り方、仮想化技術等による柔軟なネットワーク管理が実現することを見据えたルールの在り方、5GやIoTの普及に伴う市場構造の変化に対応した競争ルールの在り方、社会構造の変化や国民生活に不可欠なサービスの多様化を踏まえたユニバーサルサービス制度の在り方などについて、各ワーキンググループで検討をいただいていたところでございます。

3 ページをお開きください。検討状況のスケジュールについてでございます。これまで、3つのワーキンググループで集中的に検討を進めていただき、その取りまとめ結果や、各研究会における検討状況を踏まえまして、10月18日に特別委員会で最終報告書が取りまとめられました。23日に特別委員会から部会に報告があり、約1カ月間の意見募集を経て、12月6日に部会の最終答申（案）を取りまとめていただき、本日の総会にお諮りしているところでございます。

4 ページをお開きください。これ以降、3つのワーキンググループの取りまとめ結果を各1ページでまとめてございます。

まず、基盤整備等の在り方ワーキンググループでございます。上の四角囲みのところ、現状と課題をまとめております。現行のユニバーサルサービス制度は、国民生活に不可欠なサービスである固定加入電話等を対象に、あまねく全国における提供を確保しております。当面、固定加入電話は、引き続き不可欠なサービスとしての役割を担うことが想定されますが、急速に進行する人口減少や過疎化等の社会構造の変化に対応し、その提供手段の効率化が課題となっております。

また、Society 5.0時代を見据えますと、ブロードバンドが一層重要な役割を担うことが想定されるなど、新たな公共インフラとしての通信サービスの整備、維持の在り方が課題となっております。

こうした課題に対し、①電話サービスの持続可能性の確保、②新たなサービスの利用可能性の確保の2点について、具体的な対応を提言いただきました。

まず、①電話サービスの持続可能性の確保につきまして、現状、NTT東西はNTT法に基づきまして、電話の提供に当たって全ての設備をみずから設置することが義務づけられておりますが、山間、離島などの辺地におきましては、電話の提供に用いられるメタル回線の維持が極めて不経済となっており、将来的に電話の「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれが考えられます。このため、NTT東西に対してメタル回線の維持が極めて不経済となる場合に、携帯電話網を含む他社設備を利用して電話を提供することを例外的に認めるための制度整備を迅速に進めることが適当とされております。

その方向性として、他社設備の利用を認める範囲について、災害復旧の一時的利用にも留意しつつ、総務省において基準を明確化した上で、認可制を導入し、安定的なサービス提供のための体制、品質、設備調達における公正競争などを確保することが適当とされたところでございます。

次に、②新たなサービスの利用可能性の確保についてです。当面の対応として、地方におけるブロードバンド基盤の維持・更新などが自治体の大きな財政的負担となっていることを踏まえ、ブロードバンド基盤の担い手について公から民へと移行を促すことを視野に入れつつ、予算措置等による支援を検討することが適当とされています。一方で、中長期的には国民生活に不可欠なサービスが多様化するとともに、今後の社会構造の変化を踏まえ、持続的な提供を確保するための制度的対応が求められるところでございます。

最終答申（案）では、2つの方向性が提示されております。1つは、現行制度の考え方を維持し、ユニバーサルサービスの対象にブロードバンドサービスを追加した上で、それに伴う制度の見直しを行うというものです。もう一つは、サービスが今後一層、多様化することを見据え、サービス自体ではなく、その提供を支える基盤である不可欠なアクセス網を新たに法的に位置づけるユニバーサルアクセスの考え方を導入するというものです。

以上の2つの方向性については、いずれが適当であるかも含め、今後、専門的、集中

的な検討を進めていくことが適当とされているところでございます。

次に、5ページをお開きください。グローバル課題ワーキンググループでございます。上の四角囲みのところ、現状、電気通信市場のグローバル化に伴い、我が国においてもプラットフォームサービスが急速に普及しておりますが、こうしたサービスを提供する国外事業者に対しては、現状、電気通信事業法の規律が及んでおらず、我が国の利用者利益などの確保が課題となっております。

また、ネットワークの仮想化などの革新的な技術が登場しつつある中で、安全、信頼性の確保といった制度上の課題が生じることが想定されます。一方で、こうした技術の活用を含め、情報通信産業の国際競争力を強化していく観点から、我が国発のイノベーション創出に向けた環境整備が求められているところでございます。こうした課題に対し、①から③の具体的な対応について提言をいただきました。

まず、①電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保につきましては、国内外の事業者間の公正競争や国内利用者の利益などを確保するため、国内利用者にサービスを提供する国外事業者に対して、電気通信事業法の規律を適用するための制度整備を迅速に進めることが適当とされております。また、国外事業者に対する規律の適用に当たっては、実効性や国際的調和を確保する観点から、外国政府機関などとの対話を進めることが適当とされております。

次に、②ネットワーク仮想化等の技術革新への対応につきましては、当面の対応として、ネットワークの運用におけるソフトウェアの役割が増大していることに対応し、現行の安全・信頼性に関する制度の適切な見直しを進めることが適当とされております。また、中長期的にはソフトウェアやクラウドを通じてプラットフォーム事業者などの新たな主体がネットワークの管理・運用を担うことが可能となることを見据え、ネットワークの安全・信頼性や利用者利益を適切に確保していくためのルール在り方について、引き続き検討していくことが適当とされております。

③我が国発のイノベーション創出等に向けた環境整備につきましては、当面の対応として2点挙げられています。まず、NTTグループにおける共同調達について、現在、例えばNTT東西とNTTドコモの間の共同調達が原則禁止されているなどの制限がございますが、公正競争を阻害しないための措置を講じた上で例外的に制限を緩和し、調達コストの低減効果を投資に回すことにより、研究開発の促進や利用者利益への還元を図ることが提言されております。

また、事業者間連携によるイノベーション創出を促すため、ローカル5Gの普及促進に向けた制度整備を進めるとともに、現行の禁止行為規制などの適切な運用を検討することが適当とされております。

また、中長期的にはBeyond 5Gやフォトリソグラフィネットワークといった革新的技術の実現に向け、研究開発支援の在り方などを検討することが適当とされております。

次に、6ページをご覧ください。次世代競争ルールワーキンググループでございます。上の四角囲みのところ、現状、現行の競争ルールは、事業展開上、不可欠性や優位性を有する設備を他事業者が利用するに当たり、「接続」を中心としてルールの充実強化を図ってきております。一方で、柔軟な設備利用が可能な「卸役務」の利用が近年拡大し、卸先事業者から料金などの提供条件の適正性に関する課題が指摘されていることを踏まえ、提供条件の適正性と「卸役務」による柔軟な設備利用のバランスを確保することが求められているところでございます。

また、今後、5GやIoTの普及に伴い、事業者間連携が多様化し、「卸役務」の利用が一層拡大することが想定され、さらに移動・固定市場の融合が進むなど、市場やネットワークの構造が大きく変化した場合、現行の競争ルールでは対応が困難となる可能性も考えられるところでございます。こうした課題に対し、具体的な対応として、当面、中長期のそれぞれについて提言をいただきました。

まず、当面の対応として、指定電気通信設備を用いて提供される「卸役務」について、提供条件などの実態把握を強化するとともに、「接続」では実質的に代替困難である可能性があるものについて、※2でございますが、NTT東西による光回線の卸売サービスですとか、MNOによるMVNOへの音声卸サービスなどを念頭に、料金水準の適正性などが確保されているかどうか、検証を行う仕組みを導入することが提言されております。

この仕組みについては、まずは現行法に基づく省令やガイドラインなどによる措置を想定しておりますが、その後の動向を注視した上で、必要に応じ、電気通信事業法の改正を含めたさらなる対応を検討することが適当とされております。

次に、中長期的対応でございますが、5Gサービスの本格開始などに伴い、基地局整備において光回線が一層重要な役割を担うなど、固定通信と移動通信が融合したネットワーク構造が出現されることが想定されます。また、先ほどのネットワーク仮想化の議論にもございましたとおり、プラットフォーム事業者などの新たな主体がネットワーク

市場に対して強い影響力を有するようになる可能性が考えられるところでございます。

これらを踏まえ、市場環境の変化を適時適切に把握した上で、現行の「設備」に着目した競争ルールを見直し、例えば5G時代において事業展開上、重要となる設備の考え方や、「サービス」／「機能」にも着目した新たな市場支配力などの考え方の導入を見据え、引き続き検討することが必要とされております。

最後に、7ページをご覧ください。個別の政策課題として、関連する各研究会などの検討状況と今後の方向性をまとめてございます。

1点目、今年1月の緊急提言を踏まえまして、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止などを内容とする改正電気通信事業法が5月に成立し、10月1日から施行されました。そのフォローアップとして、改正法施行前後のモバイル市場の状況を確認していくことが適当とされております。

2点目、モバイル市場の競争環境の確保といたしまして、5G時代におけるMNOとMVNOの競争環境の一層の整備に向け、MVNOによる5Gの円滑な提供開始、eSIMの普及促進、モバイルネットワークの仮想化へ対応、SIMロック解除のルールの見直しなどの検討を進めていくことが適当とされております。

3点目、消費者保護について、今後のIoTサービスの進展を見据えたルールの在り方について、その検討方法の方向性について取りまとめることが適当とされてございます。

4点目、ネットワーク中立性の確保に向けまして、帯域制御ガイドラインの改訂、ゼロレーティングに関する指針の策定に向けた検討を行い、来年以降、これらの遵守状況のモニタリングを行うことが適当とされてございます。

また、トラヒックの効率的かつ安定的な処理のための体制整備として、総務省において所要の予算要求などを行っているところでございます。

最後5点目、プラットフォームサービスに関する課題への対応といたしまして、利用者情報の適切な取り扱いの確保、フェイクニュースや、偽情報に係る政策対応上の主要課題の検討を進め、施策の方向性を整理するとともに、トラストサービス、なりすましや改ざん防止などにつきまして、具体的な制度の在り方を検討することが適当とされております。

以上、最終答申（案）の内容についてご説明をいたしました。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○内山田会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問がありましたらよろしくお願いたします。熊谷さん、どうぞ。

○熊谷委員　　どうもありがとうございました。今回の包括検証では、ほかの研究会等とも連携をして、非常に幅広い検討を行って、充実した答申を取りまとめることができたのではないかと。答申の内容については、全く異議はございません。

そのことを申し上げた上で、私からは今、国民の間で非常に関心の高い携帯電話等のモバイルサービスについて一言、コメントをさせていただきます。

そもそも日本企業のIT投資というのは、効率化のための投資に偏っていると言われてきたわけですが、今後の日本経済の成長のためには、IoTにより集積をしたデータをAIによって分析をして、新しいサービスを創出することが重要である。その鍵を握っているのが、高品質かつ安価なモバイルネットワークであると考えます。

今回の答申の第2部のところでも触れられておりますけれども、今年1月の緊急提言に基づいて、通信料金と端末料金の完全分離、また、行き過ぎた囲い込みの是正等内容をとした電気通信事業法の改正が行われて、10月に施行されました。この改正法によって2年契約の違約金の引き下げ、そして、期間拘束のない料金の低廉化等が実現しました。ただ、残念ながら、現時点で各種アンケート調査などから見る限りは、多くの利用者は携帯料金が安くなったと実感できる状況にはまだ至っていないのではないかと考えます。新規参入した楽天を含めて、それぞれの事業者においては、コンテンツとか固定通信等とのセット割引、そして、期間限定キャンペーン、こういうものが行われておりますが、そういったものではなくて、より本質的な料金の水準全般の引き下げ、さらには、料金体系の透明化といったことに取り組むことが必要ではないかと。

我々審議会も含めて、総務省においても、それぞれの事業者の取り組みをしっかりとフォローアップをして、継続的に検証していくことが必要なのではないかと考えます。

私からは以上でございます。

○内山田会長　　ありがとうございました。

ほかにご覧いませんか。はい、どうぞ。

○増田委員　　様々のご検討をありがとうございました。特に、消費者保護ルールは効果があったと思います。2年縛りに伴う解約料を1,000円にさせていただいたことなどが10月1日から施行されておきまして、消費生活相談におきましては、かなり消費者にも情報が届いています。反面、各社の扱いが異なっていることもあり、混乱を少し招

いているのかなと思います。ただ、時間がたつにつれ、これが広く広まっていけばいいなど思っているところですので、この点については感謝したいと思っています。

もう一つ、プラットフォームに関してですが、利用者情報の適切な取り扱いという点について、今後さらに注視していかなくてはいけないのではないかと思いますし、消費者のほうがプラットフォームに関する信頼が高いものですから、やはり高い信頼を得たプラットフォームがたくさんの方に利用してもらうに当たっては、背景となる個人情報取り扱いなど、そういうものについてしっかりと消費者に見える形で信頼を得ていただきたいと、強く思っているところです。

以上です。

○内山田会長 どうぞ。

○國領委員 國領でございます。全体的に今、取り組むべきことについて、しっかり取り組みを進められるということで敬意を表したいと思いますが、それを申し上げた上で、この中長期的対応というふうに書かれているものが、どれくらい中長期的かと考えると、ちょっと急がないといけない部分というのがあるのではないかという感じがいたします。

例えば当面、固定加入電話は不可欠な役割ということでございますけれども、現実問題は固定電話を持っていないような若者の世帯というのは非常に増えてきているかと思われまます。そういう中でユニバーサルアクセスの考え方がここに出てきていますけれども、そういうようなことを真剣に進めなければいけないときというのが、わりあい早く迫ってきているのではないかと思います。

同じように公正競争確保のための新たなルール整備のところ、設備のボトルネック性ということ、これは引き続き大きなポイントにはなると思うんですけれども、現実の公正競争を考えたときに、ここのサービスとか機能とかいうところで書かれてありますけれども、例えばこれに加えてやはりデータですね。データを集積している事業者が持っている競争優位の問題について、従前はネットワークとそういうデータと切り離して考えてもよかったのかもしれないんですけれども、今、急速に一体化しつつあるというのが実態であるような気がいたします。

そのようなことを考えていきますと、今回、出てきていることにつきましては早急に対応した上で、その先のことというのにもしっかり取り組んでいくとよろしいのではないかと思います。

○内山田会長　　ありがとうございました。一々、現時点での総務省のお考えも伺いたい気もするんですが、今日は最終答申ですので、なるべく委員の方のご感想とかご意見を賜りたいと思いますので、まず皆さんの発言を優先したいと思います。ちょうど今、目が合いましたので、どうぞ。

○伊丹委員　　非常によくまとめられておりまして、これが今後、実際に実現に移されることを非常に期待しておりますが、やはり私が気になるのは日本全国で、先ほど出てまいりました地方の話で、そちらはこれから先、高度化が進むにつれて、さらに格差が大きくなっていくのではないかという危惧がございます。それに関して今の固定回線だけでは非常に心許ないところもあつたりしますので、今後、地方に対して積極的に展開が進められるような仕組みをぜひとも、もうかなりこれから先、新しいものが出てきつつありますので、それを積極的に進められていくことを期待いたします。

○内山田会長　　ありがとうございます。はい、どうぞ。

○知野委員　　非常に多岐にわたっていて、一般の人にとってはなかなか全て頭にすっと入ってくるようなものではないのですけれども、今後このように変わっていくんだという方向性を示していると思います。それを随時、もう少し一般的な形で伝えていくような工夫が行政側にも必要だと思っています。中でも最終答申（案）概要の最後のところにあります消費者保護ルールの在り方、I o Tサービスと消費者保護、あるいはフェイクニュース、トラストサービスの問題などは非常に今、利用する側の関心が高まっております、重要な方向性です。具体的な内容をなるべく早く示していけたらいいのではないかと考えています。

　　以上です。

○内山田会長　　ありがとうございます。竹村さん、どうぞ。

○竹村委員　　ほんとうに多岐にわたる答申のおまとめ、お疲れさまでした。ありがとうございます。

　　私も國領先生がおっしゃられていたように、中長期的対応という部分が、わりと長期というよりは中期、Society 5.0 というのを目指していくに当たっては、かなり必須になってくる部分も多くあるのではないかと答申を見て感じておりました。

　　特に我が国発のイノベーション創出に向けた環境整備というところがございますけれども、やはり国際的な標準とかがあっていうところも、外国との対話、外国政府との対話というところも書いてありましたが、対話も企業とかいろいろな標準化団体とかもあるか

と思いますが、その次世代のネットワークについての在り方というところは、かなり研究投資もされて進めていただけると日本の競争力にもいいかなと思いますし、先ほどユニバーサルサービスのお話がありましたが、これからの社会は教育のほうもブロードバンドなしには次世代を育てることができないような環境になっていくと思いますので、移動体のモバイル通信なども活用いただいて、広くあまねく離島でもブロードバンドの環境に、どのお子さんでもアクセスできるという環境は、ぜひ担保を続けていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

○内山田会長　ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

○安藤委員　ネットワークや周辺環境まで、「当面」と「中長期」に分けて非常にきれいに整理されたと思っています。先ほどご意見ありましたように、この中長期というものでも随分急ぐものがあるなというのが私の感じです。その中で特に、例えばですけども、ネットワークやこういうふうなプラットフォームとかは使いやすくなっているけれども、最近の様子を見ますと、素人的には例えばセキュリティーなんかで言うと二重の認証をとらなくちゃいけないとか、むしろ、使いにくくなっていると感じる場面が随分あるんです。リアルタイムとか言いながら、2重認証など、1回やりとりしてからじゃないといろいろなことが進まないような状況になっている。ですから、そちらのほうに対しても、プラットフォームなどがよくなることで、使いやすくて、しかも安全な、セキュリティーなものが実現するような技術革新も非常に必要だと思います。

eメール1つとっても、先ほどフェイクという話がありましたけども、ほとんど本物と見分けがつかないようないろいろなメールが入ってきてですね。これはほんとうだろうかという形でITを使わざるを得ない環境では、これらを使うときの心構えがだんだんすさんでいくような感じがしまして、残念です。ですから、非常に難しいと思いますけれども、ぜひ、セキュリティーが確保された形でユーザの使い勝手も増すような、いいアイデア、仕組みを入れ込むようなご努力を続けていただけたらと思います。

以上です。

○内山田会長　ありがとうございました。どうぞ。

○根本（香）委員　当面の課題と中長期的な課題で、中長期的な課題の中にもっと早く考えたほうがいいものがたくさんあるんじゃないのかというのは、確かにそのとおりだと思うんですけども、いろいろな各ページを見ますと、考え方から変えていかなければいけないんだというような姿勢が非常に見てとれて、総務省さんも本気で頑張ってく

ださるんじゃないかというような期待感が持てるんじゃないのかなと思うところもあります。

ただ、1点、先ほどから複数の方がセキュリティーに関しての懸念を示していると思うんですけども、その考え方の中に技術的な要素だけではなくて、法的な要素、セキュリティーに対して全ての面で考えていかないと、仮想化したときに大変なことになってしまうということもあり得ると思いますので、そういった仮想化の中で法的に曖昧過ぎるようなところが出てこないように、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○内山田会長 ありがとうございます。今、皆様からいただいた種々のご意見につきましては、今後のフォローアップ、さらには総務省から出ますいろいろな政策や法改正などに盛り込んでまいりたいと思いますので、まだまだ検討が続くものもごさいますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まだ、ご意見お持ちの方もおみえだと思ひますが、時間も来ましたので、このあたりで審議を終了したいと思ひます。本件につきましては、お配りした資料42-1-3のとおり答申することにはいかがかと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○内山田会長 ありがとうございます。それでは、本案をもって答申することとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の1件の答申につきまして、私からもコメントを述べさせていただきますと思ひます。

まず、山内部会長をはじめまして、委員の皆様には中間答申に引き続き、精力的にご検討いただいたことに心より御礼申し上げます。様々な政策分野の中で、とりわけ本審議会でも取り扱う政策分野であります情報通信につきましては、技術進展のスピードが非常に速く、顕在化する課題に対し、迅速かつ柔軟に政策的対応を図っていく必要性がますます高まっていると思ひます。

最終答申におきましては、こうした点を踏まえつつ、中間答申で示した2030年頃を見据えた政策の方向性をさらに具体化し、短期、中長期の両面で必要となる取り組みについて、具体的な提言を示した点が大変意義深いものであったと思ひます。

特に制度整備に迅速に取り組むべきとされた電話サービスの持続的な提供の確保、そして、国外事業者に対する電気通信事業法の規律の適用につきましては、それぞれ、我

が国を取り巻く人口減少などの社会構造の変化、グローバル化の急速な進展に対応するものであり、電気通信サービスの利用者の利益を確保していく上で重要な取り組みと思われれます。

総務省におかれましては、最終答申を踏まえて制度整備などの必要な対応を速やかに進めていただくことをお願いしまして、私からのコメントとさせていただきます。どうも皆様、ありがとうございました。

私からは以上ですが、答申書を大臣にお渡ししたいと思しますので、高市総務大臣がお見えになりますので、しばらく皆さんお待ちいただきたいと思います。

(高市総務大臣入室)

○内山田会長　それでは、本日取りまとめました答申書をお渡しすることといたします。

○湯本総務課長　これより答申書の手交を行っていただきますので、大変恐縮でございますが、会長と高市大臣は、お立ちいただければと思います。

なお、答申書手交時の写真を撮影いたしますので、恐縮でございますが、答申書授受の際には、その姿勢のまましばらくお待ちいただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○内山田会長　答申書。平成30年8月23日付諮問第25号「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」について、審議の結果、別添のとおり答申いたします。

○高市総務大臣　どうもありがとうございます。

(答申書手交)

○内山田会長　それでは、ただいまの答申に対しまして、高市総務大臣よりご発言いただけることですので、よろしくお願い申し上げます。

○高市総務大臣　内山田会長はじめ、委員の先生方におかれましては、平素より情報通信行政について様々なご指導を賜り、ありがとうございます。そして、ただいま賜りました答申書でございますが、1年半にわたって熱心にご審議を重ねていただき、こうして取りまとめていただきました。重ねて感謝を申し上げます。

これからの私達の生活というのは、IoTやAI、そして、様々な新しい情報通信技術によって革新的に変わっていくと思えます。生活に身近なところでの変化が起きてくるし、地域社会が抱える様々な課題の解決にもつながっていく。そういう時代がやってくると思えます。

他方、その基盤となります情報通信インフラについても、これは時代に合わせてしっ

かりと進展していかななくてはならない点があると思います。技術革新に追いつくことや、また、少子化といったそれぞれの地域の事情に配慮すること、サイバーセキュリティはもちろんでございますけれども、グローバル化といったことにもきちっと対応していける。そのような進化を促していく政策を私達はつくっていくかなければなりません。

本日賜りました答申をしっかりと受け止めさせていただき、できるだけ早く制度の構築も含めて必要な対応を進めてまいります。引き続きよろしくご指導くださいませ。今年ももう残りわずかになってまいりましたし、寒くなってまいりました。先生方におかれましては、お体をお大事になさって、また、ますますご活躍なさいますことをお祈り申し上げます。ほんとうにありがとうございました。

○内山田会長 高市総務大臣、どうもありがとうございました。

大臣はご公務のために、ここで退席をされます。

○高市総務大臣 どうもありがとうございました。

(高市総務大臣退室)

○内山田会長 皆様、ご協力どうもありがとうございました。

報告事項

情報通信技術分科会及び各部会の活動状況について

○内山田会長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

○湯本総務課長 事務局でございます。情報通信技術分科会及び各部会の活動状況につきまして、事務局よりご説明いたします。資料4 2-2をご覧くださいと思います。

本件は、情報通信審議会議事規則第10条第6項及び第11条第11項に基づき、前回の総会以降に情報通信技術分科会及び各部会において審議した内容についてご報告するものでございます。

この間、まず情報通信技術分科会につきましては、1回の会合を開催し、4件の一部答申。電気通信事業政策部会につきましては、2回の会合を開催。郵政政策部会につきましては、1回の会合を開催し、1件の答申を行っております。それぞれの事項につきましては、4 2-2の審議事項をご覧くださいと思います。

簡単ではございますが、以上、事務局よりご報告申し上げます。

○内山田会長　　ありがとうございました。

閉　　会

○内山田会長　　以上で本日の議題は全て終了いたしました。皆様及び事務局から何かございますか。よろしいでしょうか。

では、次回の日程につきましては、いつものごとく、また別途、調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議事を全て終了させていただきます。ほんとうに年末のお忙しいところ、ありがとうございました。